

決算のご相談は商工会議所へ

本所では、個人事業主の方を対象に1年の締めくりである決算相談会を今年も開催します。ベテランの税理士と本所経営指導員が対応します。お気軽にお越しください。

令和6年
日時 **2月16日金 ~ 3月14日木** ①午前9時30分~11時 / ②午後1時30分~4時
会場: 泉大津商工会議所

ご持参いただく書類等

- 税務署から送付されてきた決算書等又はe-TAXのお知らせハガキ
- 令和3年・令和4年分の確定申告書・決算書
- 令和5年分の帳簿(売上・仕入・各経費科目の金額)
※集計作業は、済ませてからご来所願います。
- 令和5年中に受け取った支援金や給付金の金額
- 令和5年中に支払った国民健康保険料・生命保険料等の納付額証明書
※ご不明な場合は市役所へお問い合わせください。
- 令和5年中に支払った国民年金保険料の控除証明書
- 小規模企業共済等の控除証明書
- 公的年金・給与等の源泉徴収票
- 医療費の明細書・領収書
- 個人番号(マイナンバー) ※扶養家族・専従者含む
- 認印



問合せ/本所経営支援課 TEL:23-1111

※消費税の確定申告をされる方は、軽減税率対象分(8%)と標準税率対応分(10%)に分けてそれぞれ集計してください。また、仕入や経費科目について、インボイスか否かを仕分けし、それぞれ集計してください。(簡易課税制度を選択している方は除く)

労働保険

の事務手続きを

サポートします!



守ろう! 従業員! 本所がお手伝いします!

労働者を一人でも雇っている事業場は加入義務があります

令和6年4月1日より事務手数料を改訂します。

詳しくは右記QRコードから
ご確認ください。



※労働保険事務組合への加入には本所の会員への加入が必須となります。

問合せ/本所経営支援課 TEL:23-1111

労働保険事務組合加入のメリット

事務作業を省力化できる

労働保険料の申告・納付等の複雑な事務について、きめ細かいサポートが受けられます。

3回に分割納付できる

労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。

事業主も労災に加入できる

「労災特別加入制度」を利用し、一定条件を満たせば、役員も労災に特別加入できます。

令和6年4月1日から 障害者の法定雇用率が引上げに

障害に関係なく、希望や能力に応じて誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

この法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	→	2.5%	→	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上		40.0人以上		37.5人以上

◎障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

詳しくは右記のQRコードからご確認ください。

